

2020年7月8日(水)

## 遺言代用信託および暦年贈与型信託の取り扱い開始について

- 資産承継や相続のニーズにお応えするため、2020年7月15日(水)より、新たに「トマト遺言代用信託」および「トマト暦年贈与型信託」の取り扱いを開始します。

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、高齢化を背景に資産承継や相続に対する関心が高まるなか、多様化するお客さまのニーズにお応えするため、2020年7月15日(水)より、みずほ信託銀行株式会社(取締役社長 梅田圭)の代理店として、新たに「トマト遺言代用信託」および「トマト暦年贈与型信託」の取り扱いを開始しますので、お知らせいたします。

当社は、今後もお客さまの幅広いニーズにお応えいたします。

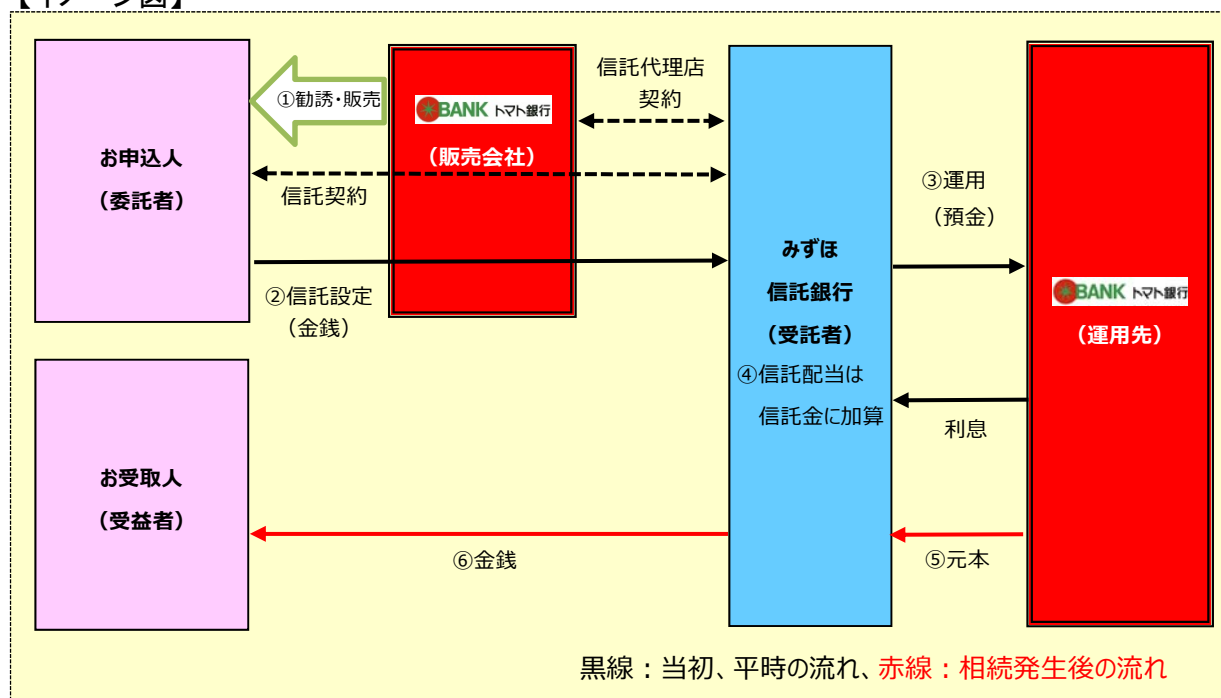
### 記

#### 1 取扱商品

##### (1) トマト遺言代用信託

|       |                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------|
| 特徴・機能 | 相続発生時、あらかじめ指定した受取人が遺産分割協議前に財産を受け取ることができます。なお、遺言書の作成は不要です。 |
| お申込金額 | 200万円以上3,000万円以下                                          |
| お受取人  | 推定相続人の中から、最大4名までご指定いただけます。                                |
| お受取方法 | ご家族お一人ごとに受取方法(一時金受取、定時定額受取)や受取割合をご指定いただけます。               |
| 申込手数料 | お申込金額の2.2%(税込)                                            |
| 販売会社  | 株式会社トマト銀行                                                 |
| 受託者   | みずほ信託銀行株式会社                                               |

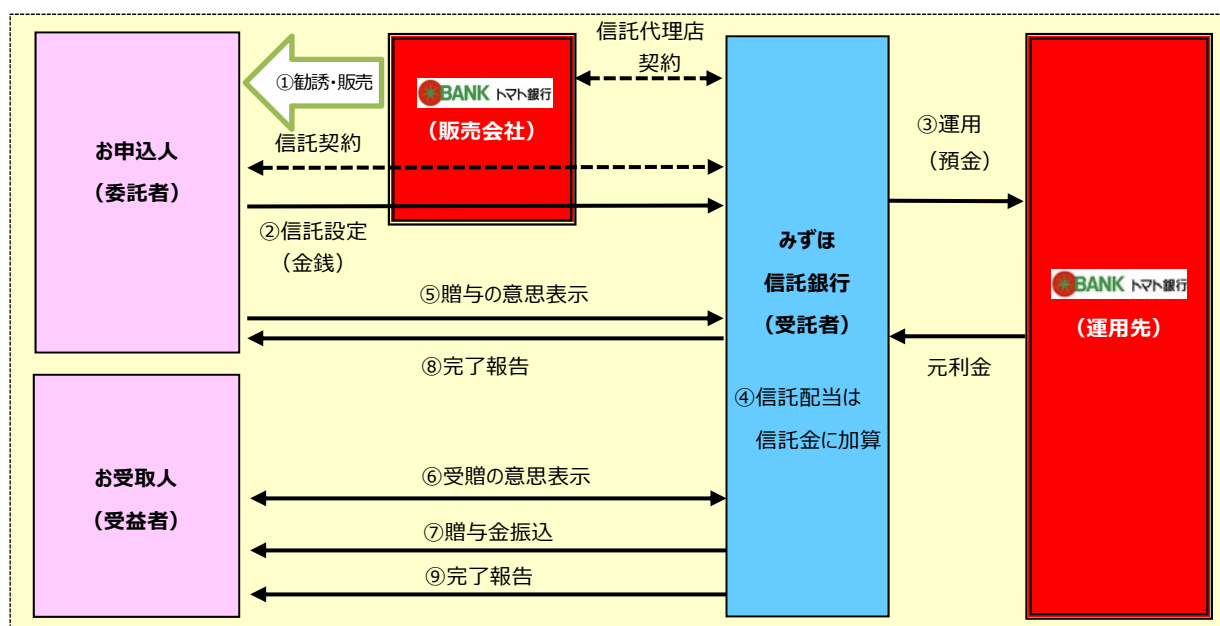
#### 【イメージ図】



## (2) トマト暦年贈与型信託

|       |                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 特徴・機能 | 贈与契約書を作成することなく、生前贈与が可能です。また、贈与金額を毎年ご指定いただけます。          |
| お申込金額 | 500万円以上(上限なし)                                          |
| 受贈候補者 | 国内居住の3親等以内のご親族から、最大9名までご指定いただけます。                      |
| お受取方法 | 「贈与の依頼書」、「受贈の確認書」を受領後、受贈者の指定口座へ振り込みます。(年1回振り込み、最長30年間) |
| 申込手数料 | お申込金額の2.2%(税込)                                         |
| 期中費用  | 毎年11,000円(税込)                                          |
| 販売会社  | 株式会社トマト銀行                                              |
| 受託者   | みずほ信託銀行株式会社                                            |

### 【イメージ図】



2 取扱開始日 2020年7月15日(水)

3 取 扱 店 本支店60カ店(インターネット専用ももたろう支店を除きます。)

以上

### (ご留意事項)

- 本商品は、実績配当型の金銭信託です。預金とは異なり元本および利益の保証はありません。
- 本商品は、原則として中途解約ができません。やむを得ない事情により中途解約のお申し出があった場合は、解約に応じることがあります。
- 信託終了事由による信託終了のほか、運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります。
- 本商品のお申込みは、原則として取り消すことができません。また、お申し込みに関してはクーリングオフ制度の適用もありません。
- 商品パンフレットは、トマト銀行本支店の窓口にご用意しております。

商号等: 株式会社トマト銀行 登録金融機関: 中国財務局長(登金)第11号  
加入協会: 日本証券業協会

|               |             |               |                  |
|---------------|-------------|---------------|------------------|
| 本件に関するお問い合わせ先 | 営業統括部       | 小窪            | TEL 086-800-1800 |
| 報道関係のお問い合わせ先  | 経営企画部(広報担当) | みつぎね<br>光貴・俣野 | TEL 086-221-1145 |

# トマト遺言代用信託

## 本商品の購入にあたりお客さまにご負担いただく費用について

### 直接的にご負担いただく費用

#### 申込手数料

お申込金額の2.2%(税込)とします。なお、申込手数料は信託金の引落時に信託金と一緒にお支払いいただきます。追加信託時には、追加信託お申込時の金額の2.2%(税込)を申込手数料として、追加信託金の引落時に追加信託金と一緒にお支払いいただきます。本商品の解約が発生した場合においても、申込手数料の返却はいたしません。

#### 解約手数料

解約手数料はかかりません。

### 間接的にご負担いただく費用

#### 信託報酬

信託報酬は、原則として計算期日(毎年5月10日)に合同運用財産の中からいただきます。信託報酬は下記の計算式に基づき算出されます。

信託報酬

=

計算期間中の  
信託元本平均残高

×

信託報酬率  
0.10%

×

計算期間中の  
日数

÷

365  
(円未満切捨)

ただし、上記式により算出される額が、計算期間における信託の利益(信託財産の運用収益等から費用等を控除した額)を上回る場合は、計算期間中の信託元本平均残高に0.001%および計算期間中の日数を乗じ365で除した値(円未満切捨)を下限として、信託の利益の範囲内でいただきます。

#### その他信託財産 にかかる費用

信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等を、合同運用財産の中から支払う場合があります。当該費用等は発生時まで確定しないため表示できません。

#### 税金について

- 受益者の収益金に関しては、20.315%\*(国税15.315%、地方税5%)の税金が分配時に源泉徴収されます(本商品は、マル優制度の取り扱いはありません)。  
※課税上の取り扱い、本書作成日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。
- 受取人(第二受益者)が受け取る信託財産は、相続税の課税対象資産となります。税務のお取り扱いについては、所轄税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

## 本商品のリスクについて 本商品が元本割れとなる原因になり得る主なリスク要因は以下のとおりです。

#### 信用リスク

運用資産である定期預金等の預入先金融機関の信用状況等に問題が生じた場合、元利金の支払が行われないことにより、配当がなされなかったり、元本に損失が生じる可能性があります。

#### 金利変動リスク

市場金利の変動に伴い、運用資産である定期預金等から生じる収益が低下する場合には、結果として、元本に損失が生じるおそれがあります。

#### 流動性リスク

一時期に想定を超える大量の中途解約や相続発生による一時金の支払が発生するなど、支払準備のための資金が不足した場合、換金処分のため定期預金等を中途解約する可能性があります。その結果、中途解約利率等の適用により、信託の収益が信託の費用を下回ることとなり、元本に損失が生じるおそれがあります。

## 重要事項 本商品のご購入にあたりお客様にご注意いただく点

- 本商品は、実績配当型の金銭信託です。預金とは異なり元本および利益の保証はありません。また、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 本商品は、原則として中途解約ができません。やむを得ない事情により、中途解約のお申し出があった場合は、解約(一部解約を含みます)に応じることがあります。
- 信託終了事由発生による信託終了のほか、運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります。
- 本商品のお申込は、原則として取消することができません。また、お申込に関しては、クーリングオフ制度の適用もありません。
- 説明書はトマト銀行本支店の窓口にご用意しております。

【本商品の留意事項について】本商品の留意事項については、商品説明書「留意事項について」をよくお読みください。



株式会社トマト銀行  
〒700-0811 岡山市北区番町2丁目3番4号  
登録金融機関：中国財務局長(登金)第11号 加入協会：日本証券業協会

#### 当行の苦情処理措置及び紛争解決措置(下記機関を利用)

- 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号/0570-017109 または 03-5252-3772
- 特定非営利活動法人 証券・金融商品あつせん相談センター 電話番号/0120-64-5005
- 受付日(共通)/平日(月~金)[銀行休業日を除く] ■受付時間(共通)/9:00~17:00

お問い合わせはお近くのトマト銀行窓口へ

# トマト暦年贈与型信託

## 本商品の購入にあたりお客さまにご負担いただく費用について

### 直接的にご負担いただく費用

#### 申込手数料

お申込金額の2.2% (税込) とします。なお、申込手数料は信託金の引落時に信託金と一緒にお支払いいただきます。追加信託時には、追加信託お申込時の金額の2.2% (税込) を申込手数料として、追加信託金の引落時に追加信託金と一緒にお支払いいただきます。本商品の解約が発生した場合においても、申込手数料の返却はいたしません。

#### 管理手数料

贈与にかかる各種事務への対価として、管理手数料を申し受けます。管理手数料は年11,000円 (税込) とし、毎年1月15日 (金融機関休業日の場合はその翌営業日) に、信託金の元本より払出す方法によりいただきます。ただし、お申込いただく月が10月～12月の場合は、お申込の年において贈与が発生しないことから、お申込の翌年の管理手数料収受日における管理手数料はいただきません。※消費税および地方消費税は、管理手数料収受日時点の税率に基づいて計算します。

#### 解約手数料

解約手数料はかかりません。

### 間接的にご負担いただく費用

#### 信託報酬

信託報酬は、原則として計算期日 (毎年5月10日) に合同運用財産の中からいただきます。信託報酬は下記の計算式に基づき算出されます。

信託報酬

計算期間中の  
信託元本平均残高

×

信託報酬率  
0.10%

×

計算期間中の  
日数

÷

365  
(円未満切捨)

ただし、上記式により算出される額が、計算期間における信託の利益 (信託財産の運用収益等から費用等を控除した額) を上回る場合は、計算期間中の信託元本平均残高に0.001% および計算期間中の日数を乗じ365で除した値 (円未満切捨) を下限として、信託の利益の範囲内でいただきます。

#### その他信託財産 にかかる費用

合同運用財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等を、信託財産の中から支払う場合があります。当該費用等は発生時まで確定しないため表示できません。

#### 税金について

- 受益者の収益金に関しては、20.315%\* (国税15.315%、地方税5%) の税金が分配時に源泉徴収されます (本商品は、マル優制度の取り扱いはありません)。  
※課税上の取り扱いは、本書作成日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。
- 本商品における贈与によって、贈与を受ける方に贈与税の申告・納付をしていただく必要がある場合があります。その場合、贈与を受ける方は贈与税の申告期限内に申告・納付手続きをお願いします。
- 贈与する方にご相続が発生した時、贈与した財産が相続税の課税価格に加算され、相続税がかかる場合がありますのでご注意ください。
- 税務のお取り扱いについては、所轄税務署、税理士等の専門家にご相談ください。国税庁ホームページのタックスアンサー等も参考となります。

### 本商品のリスクについて

#### 信用リスク

運用資産である定期預金等の預入先金融機関の信用状況等に問題が生じた場合、元利金の支払が行われないことにより、配当がなされなかったり、元本に損失が生じる可能性があります。

#### 金利変動リスク

市場金利の変動に伴い、運用資産である定期預金等から生じる収益が低下する場合には、結果として、元本に損失が生じるおそれがあります。

#### 流動性リスク

一時期に大量の贈与ならびに中途解約や相続が発生することにより想定を超える支払が生じ、支払準備のための資金が不足した場合に、換金処分のため定期預金等を中途解約する可能性があります。その結果、中途解約利率等の適用により、信託の収益が信託の費用を下回ることとなり、元本に損失が生じるおそれがあります。

### 重要事項 本商品のご購入にあたりお客様にご注意いただく点

- 本商品は、実績配当型の金銭信託です。預金とは異なり元本および利益の保証はありません。また、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 本商品は、原則として中途解約ができません。やむを得ない事情により、中途解約のお申し出があった場合は、解約に応じることがあります。
- 信託終了事由発生による信託終了のほか、運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります。
- 本商品のお申込は、原則として取消することができません。また、お申込に関しては、クーリングオフ制度の適用もありません。
- 説明書はトマト銀行本支店の窓口にご用意しております。

【本商品の留意事項について】本商品の留意事項については、商品説明書「留意事項について」をよくお読みください。



株式会社トマト銀行  
〒700-0811 岡山市北区番町2丁目3番4号  
登録金融機関：中国財務局長 (登金) 第11号 加入協会：日本証券業協会

#### 当行の苦情処理措置及び紛争解決措置 (下記機関を利用)

- 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 / 0570-017109 または 03-5252-3772
- 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 / 0120-64-5005
- 受付日 (共通) / 平日 (月～金) [銀行休業日を除く] ■ 受付時間 (共通) / 9:00～17:00

お問い合わせはお近くのトマト銀行窓口へ